ﾄﾗｯｸ保安荷役協定書（代行無）：２社協定版

保安荷役協定書（案）

○○○○株式会社（以下「甲」という。）と、○○○○株式会社（以下「乙」という。）

とは、乙が甲に販売する【製品名】（以下「本製品」という。）を、甲の【事業所名・工場名】へ【輸送車輛名称】により納入する際に発生する作業内容及び責任分担について、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲の敷地内における、甲の指定する場所まで本製品を納入する際に発生する作業（以下「本作業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、作業安全、設備保安、環境保全及び公共の安全を確保するとともに、甲乙それぞれの責任範囲を明確にすることを目的とする。

（関係法規の遵守）

第２条　甲及び乙は、本作業の実施に当たり、「消防法」、「労働安全衛生法」その他関連法規を遵守する。

（作業の委託）

第３条　乙は、乙が甲に本製品を販売するにあたり、本作業を【輸送業者名称、不特定の場合は「輸送会社等の第三者」】へ委託することができる。

２　　乙は、前項に基づき本作業を第三者に委託した場合、当該第三者に本協定を周知徹底し、遵守させなければならない。

（作業責任者）

第４条　甲は、本作業に係る甲の作業責任者に、乙に対して本作業についての適切な指示をなさしめ、乙は、甲の当該作業責任者の指示のもとに本作業を実施する。

（作業の内容及び責任分担）

第５条　本作業の内容及び責任分担については、車上渡しとし、別紙１に掲げる「本作業の内容及び責任分担表」のとおりとする。

（事故防止対策）

第６条　甲は、本作業の安全を確保するため、標識の掲示、保安設備の設置等、必要な対策を講ずる。

　２　乙は、甲の構内通行に当たり、甲の規則及び指示に従う。

（緊急時の措置）

第７条　本作業実施中に事故等緊急事態が発生した場合、甲及び乙は、相互に協力し、かかる事態の拡大防止・関係先への通報など、速やかに必要な措置を講じ、被害を最小限に抑えるよう最善の努力を尽くす。

（教育訓練）

第８条　甲及び乙は、本作業に携わる各自の作業者に対し、関連法規、本製品の性状・特性、取扱要領、作業内容、緊急時の措置等を周知・徹底させるべく、必要な教育訓練を行う。

（損害賠償）

第９条　本作業に起因して発生した事故による損失（但し、直接かつ現実に発生したものに限る。）は、原則として第５条に定める責任分担に従い責任を有する者が負担する。但し、当該損失が相手方の責任分担に属する作業に起因して発生した事故によるものである場合は、この限りではない。

（不可抗力）

第10条　甲及び乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改廃制定、官公庁の指示命令、同盟罷業その他の労働争議、その他当事者の責に帰すことができない事由により、本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能又は遅滞となった場合、相手方に対して速やかにその旨を通知することにより、かかる不能又は遅滞の責を免れる。但し、甲及び乙は、かかる不能又は遅滞が早期に解消されるよう、最善の努力を尽くすものとする。

（有効期間）

第11条　本協定の有効期間は、締結の日から満１年間とする。但し、期間満了の１ヶ月前までに甲、乙、いずれからも他の当事者に対し別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長され、以降も同様とする。

（信義則）

第12条　本協定に定めなき事項または疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議の上決定する。

本協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

XX年YY月ZZ日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○○株式会社の住所

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○株式会社の住所

　　　　　　　　　　　　　　　乙　　○○○○株式会社

別紙１

**SAMPLE**

作業の内容及び責任分担表は一例。実態の作業を確認、反映させた上で、適宜修正。

本作業の内容及び責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 責任分担 | |
| 乙 | 甲 |
| １．トラックを所定の位置に停車し　エンジンを停止する。 | ○ |  |
| ２．送り状及び試験成績表を提出する。 | ○ |  |
| ３．　　　　　〃　　　　を確認する。 |  | ○ |
| ４．フォークリフトにより運搬作業を行い、台車へ荷下しする。 |  | ○ |
| ５．台車により所定の位置まで手作業で運搬する。 |  | ○ |
| ６．作業終了後、現物検収・受領確認を行う。 |  | ○ |
| ７．発進　（受け入れ側の許可） | ○ | 指示 |

○印：作業の責任分担を示す。

上記作業は全て甲の立会いの下に行うものとする。